

電 気 供 給 実 施 要 綱

(特 別 高 圧)

特別高圧季節別時間帯別電力B

2026 年 11 月 1 日 実 施

 東北電力株式会社

目 次

1 適用条件	1
2 契約期間	1
3 季節区分および時間帯区分	1
4 契約電力	1
5 料 金	2
6 予備電力Bをあわせて契約する場合の取扱い	3
7 そ の 他	4
附 則	5
別 表	6

特別高圧季節別時間帯別電力B

1 適用条件

- (1) この電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用するお客さまが、この実施要綱の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。

なお、契約電力は原則として2,000キロワット以上といたします。

- (2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島等は除きます。

2 契約期間

契約期間は、電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。ただし、原則として、特別高圧季節別時間帯別電力Bの適用開始の日以降1年に満たないで、他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

3 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

夏季以外の期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

4 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（6〔予備電力 B をあわせて契約する場合の取扱い〕により予備電力 B によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,252 円 30 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,186 円 30 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,120 円 30 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 75 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 28 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 80 銭

ロ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 53 銭	19 円 31 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 10 銭	18 円 92 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 67 銭	18 円 54 銭

ハ 夜間時間

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 89 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 63 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	15 円 38 銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

6 予備電力Bをあわせて契約する場合の取扱い

(1) 適用条件

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、次の場合により予備電線路による電気の供給をお客さまが希望される場合には、予備電力Bとして、この実施要綱とあわせて契約することができます。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分と異なった電圧で電気の供給を受ける場合を除き、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力Bによって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料金

料金は、5(料金)によって算定された金額に次のイの基本料金とロの電力量料金を加えた金額をその1月分の料金として申し受けます。ただし、電力量料金は、標準約款別表2(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については1月につき次によって算定した値の5パーセント、予備電源については1月につき次によって算定した値の10パーセントに相当するものといたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,252円30銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,186円30銭
	標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	2,120円30銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当電力量料金率を適用し、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で

供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための計量損失率で修正したものといたします。

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの算定上、予備電力Bによって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(5) そ の 他

イ お客さまが希望される場合には、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他定めのない事項については、常時供給分の規定に準ずるものといたします。

7 そ の 他

(1) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

附 則

1 実 施 期 日

この実施要綱は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

別 表

1 休 日 等

この実施要綱において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

1 月 4 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 29 日

12 月 30 日

12 月 31 日

2 燃料費等調整

(1) 燃料費調整

標準約款別表 2（燃料費等調整）(2) ロに定める基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 6 厘
-------------	----------

(2) 市場価格調整

標準約款別表 2（燃料費等調整）(3) ロに定める市場基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	12 銭 4 厘
-------------	----------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

標準約款別表 2（燃料費等調整）(4) ロに定める離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

